

日向市しごと創生拠点利用規則

(目的)

第1条 この規則は、中小企業の技術向上、研修等の場として、又は各種講座の開催、サークル活動、生涯学習、健康増進等の市民活動の場として、日向市から一般社団法人日向地区中小企業支援機構（以下「機構」という。）が委託を受けて管理運営する「日向市しごと創生拠点」（以下「しごと拠点」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用施設)

第2条 この規則により利用できるしごと拠点内の施設（以下「施設」という。）は、次のとおりとする。

- (1) キッチンスペース
- (2) チャレンジスペース
- (3) ビジネスコミュニティスペース
- (4) セミナールスペース

(休館日及び利用時間)

第3条 しごと拠点の休館日は、原則として次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 センターの利用時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、機構が特に必要と認めたときは、休館日又は利用時間以外の時間における施設の利用を許可し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(利用の申請及び許可)

第4条 施設を利用しようとする者（以下「利用申請者」という。）は、原則として利用する日の5日前（休館日を含む。）までに施設利用許可申請書（別記様式）を提出し、機構の許可を受けなければならない。

2 機構は、前項の申請があったときは内容を審査し、適当と認めた場合に限り利用を許可するものとする。

(利用の不許可)

第5条 機構は、施設の利用が次のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないものとする。

- (1) 政治団体、宗教団体又は思想団体の活動と認められるもの
- (2) 勧誘商法、ネットワークビジネス等で不適切な営業行為であると認められるもの
- (3) 施設に危害を及ぼし、又は他の利用者若しくは周辺住民の迷惑になる恐れがあると認められるもの
- (4) その他機構が施設の管理上支障があると認めるもの

(利用者の責務)

第6条 施設の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、前条に定めるもののほか、施設の利用において次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 職員の指示に従い、秩序を保ち、融和を図ること。
 - (2) 寄付の募集又は許可なく物品の販売を行わないこと。
 - (3) 許可を受けないで動物及び危険物を持ち込まないこと。
 - (4) 所定の場所以外で火気を使用し、又は喫煙しないこと。
 - (5) 当該施設に収容できる人数の範囲を超えて利用しないこと。
 - (6) 許可なく他に転貸しないこと。
 - (7) 施設利用者はトラブルを未然に防ぐため可能な限り施設に留まり管理すること。
- 2 利用者は、その責めにより施設の建物及び付属設備その他の器具等を滅失又は損傷したときは、機構に対し、その損害を賠償しなければならない。

(許可の取消し)

第7条 機構は、前条の規定に違反する場合及び次のいずれかに該当する場合は、施設の許可を取り消すことができる。

- (1) 利用の目的等の施設利用許可申請に重大な虚偽記載があったとき。
 - (2) 破損等により施設の利用に支障が生じたとき。
 - (3) その他やむを得ない理由で機構が必要と認めたとき。
- 2 機構は、前項の規定により利用許可を取り消した場合の利用者の不利益に対して、その責めを負わない。

(利用後の報告)

第8条 利用者は、施設の利用を終了したときはしごと拠点に対し、速やかにその旨を報告し、しごと拠点の職員の確認を受けなければならない。

(利用料)

第9条 利用者は、施設の利用の許可を受けたときは速やかに別表に定める利用料金を納入しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、機構が特に必要と認められる場合は、利用料金の一部又は全部を免除することができる。

(キャンセル料)

第10条 利用申請者は、自己の都合により施設の利用を取り消した場合は、キャンセル料として当該利用料金の2分の1の額を支払わなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 利用予定日を含む5日前（休館日を含む。）までにキャンセルの申出があったとき。
- (2) 自然災害その他の利用申請者の責めに帰することができない理由があると認められるとき。
- (3) その他機構がやむを得ないと認めるとき。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は機構が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年6月26日から施行する。

別表（第9条関係）

利用料金表（税込）

施設 \ 利用時間	1 時間 (利用可能時間：午前 9 時～午後 5 時)	備 考
キッチンスペース	1, 0 0 0 円	
ビジネスコミュニティスペース	1, 0 0 0 円	
セミナースペース	1, 0 0 0 円	
チャレンジスペース	2 0, 0 0 0 円	1 カ月の金額
※ 上記各利用時間に 1 時間の早着延長があった場合、上記各利用時間の料金に 1, 0 0 0 円を加算する。 ※ 机、いす等の備品の使用料は無料とする。		